

道路旅客運送業における 労働時間に関する説明会

令和6年

留萌労働基準監督署



For people, for life, for the future





はじめに

令和6年4月1日以降、
自動車運転者に対する労働時間に関する法規制
が新たに適用になっています。

新たに適用される主な法規制は、
時間外労働の上限規制
改正改善基準告示
となっている。



時間外労働の上限規制について



時間外労働の上限規制について

時間外労働の上限規制とは、

時間外労働の上限について月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合(いわゆる特別条項)にも上限を設定するもの

実は令和2年3月31日以前……

適用猶予業種となっている事業等及び特別条項を設定する場合には、法的な時間外労働の上限がなかった。



時間外労働の上限規制について

時間外労働の上限規制に関する適用の経緯

平成31年4月1日

大企業に対して施行(適用猶予業種を除く)

令和2年4月1日

中小企業に対して施行(適用猶予業種を除く)

令和6年4月1日

すべての企業に対して施行(一部の事業、業務に例外あり)



時間外労働の上限規制について

自動車運転の業務に対する上限規制

原則 : 1か月45(42)時間、1年360(320)時間

特別条項: 1年960時間

※()内は1年単位の変形労働時間制を採用している場合

一般業種に対する上限規制

原則: 1か月45(42)時間、1年360(320)時間

特別条項: 1年720時間、

月45時間を超過可能な回数は6回まで

時間外労働と休日労働の合計:

1か月100時間未満

複数月の平均が1か月80時間以下

※()内は1年単位の変形労働時間制を採用している場合



時間外労働の上限規制について

時間外労働・休日労働に関する協定届について

1日8時間、週40時間を超過して労働させる場合は、所轄労働基準監督署に、時間外労働・休日労働に関する協定届(通称、36協定)を届け出る必要がある。

労働者の代表と、労使協定を締結する。



労使協定の内容を36協定に記載する。



36協定を所轄労働基準監督署に提出する。



36協定を労働者の見やすい位置に掲示するなどして周知する。



時間外労働の上限規制について

時間外労働・休日労働に関する協定届について

自動車運転の業務を行う事業場が使用する36協定は大きく分けて以下の通り
(例外あり)

	特別条項	限度基準
様式9号	なし	通常: 1か月45時間、年間360時間 時間外労働休日労働の合計: 1か月100時間未満、複数月平均80時間以下
様式9号 の2	あり	通常: 1か月45時間、年間360時間、 特別条項: 月45時間超6回、年720時間 時間外労働休日労働の合計: 1か月100時間未満、複数月平均80時間以下
様式9号 の3の4	なし	共通 通常: 1か月45時間、年間360時間 自動車運転の業務以外 時間外労働休日労働の合計: 1か月100時間未満、複数月平均80時間以下
様式9号 の3の5	あり	共通 通常: 1か月45時間、年間360時間 自動車運転の業務従事者 特別条項: 年960時間 自動車運転の業務以外 特別条項: 月45時間超6回、年720時間 時間外労働休日労働の合計: 1か月100時間未満、複数月平均80時間以下



時間外労働の上限規制について

時間外労働・休日労働に関する協定届の記載に伴う注意事項

(1) 厚生労働省が提示している令和6年4月1日以降の36協定の様式を使用すること。

→ 令和6年3月31日以前の様式では、必要記載事項が満たせない

(2) (任意)となっている項目以外は全て記載すること。

(3) チェックボックスは必ずチェックを入れること。



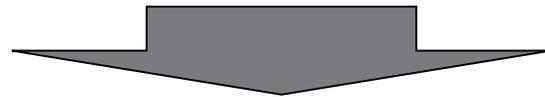
時間外労働の上限規制について

時間外労働・休日労働に関する協定届の記載に伴う注意事項

(4) 記載内容が法令の基準の範囲内であること。

(5) 各項目で「別紙のとおり」等記載している場合、当該別紙が必要記載事項、法令の基準等を満たすこと。

※別紙で労使協定書を添付するケースが多く見られるが、労使協定書が従来の書式であり、上限規制や36協定の新様式に適用していない事例も認められる。



必要記載事項の記載漏れ、法令違反（限度時間超等）の記載等がある場合、監督署では受理できないことがあります。



時間外労働の上限規制について

自動車運転の業務を行う事業向け(様式9号の3の5 2枚目)について例示。

時間外労働
休日労働に関する協定届(特別条項)

様式第9号の3の5(第70条関係)

臨時的に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については960時間以内に限る。)					
			延長することができる時間数		延長することができる時間数 及び休日労働の時間数			延長することができる時間数					
			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超過して労働させること ができる回数 (①については6 回以内、②につい ては任意。)	法定労働時間を超 える時間数と休日 労働の時間数を合 算した時間数	所定労働時間を超 える時間数と休日 労働の時間数を合 算した時間数 (任意)	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率		
① 下記②以外の者													
② 自動車の運転の業務に 従事する労働者													
限度時間を超過して労働させる場合における手続													
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号)	(具体的内容)										
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)													

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名
氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長殿



時間外労働の上限規制について

自動車運転の業務を行う事業向け(様式9号の3の5 1枚目)について例示。

様式第9号の3の5 (第70条関係)

労働保険番号と法人番号は
確実に記載してください

労働保険番号

法人番号

事業の所在地(電話番号)

協定の有効期間

起算日を記載
してください

時間外労働をさせる
必要のある具体的事由

業務の種類

労働者数
(満18歳
以上の者)

所定労働時間
(1日)
(任意)

1

法定労働時間を
超える時間数

所定労働時間を
超える時間数
(任意)

法定労働時間を
超える時間数

所定労働時間を
超える時間数
(任意)

法定労働時間を
超える時間数

所定労働時間を
超える時間数
(任意)

1年(①については360時間ま
②については320時間まで)

起算日
(年月日)

時間外労働

① 下記②に該当しない労働者

② 1年単位の変形労働時間制
により労働する労働者

(任意)以外の欄は、一か月45
時間以内、1年360時間以内の
範囲内で記載してください。

休日労働

休日労働をさせる必要のある具体的事由

業務の種類

労働者数
(満18歳
以上の者)

所定休日
(任意)

労働させることのできる
法定休日の日数

労働させることのできる法定
休日における始業及び終業の時刻

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月以
下に従事する労働者は除く。)

かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(自動車の運転の業
務に従事する労働者は除く。)

(チェックボックスに要チェック)

チェックボック
スにチェックし
てください



時間外労働の上限規制について

自動車運転の業務を行う事業向け(様式9号の3の5 1枚目)について例示。

時間外労働
休日労働
に関する協定届(特別条項)

様式第9号の3の5(第70条関係)

起算日を記載
してください

- ①は1か月100時間未満、回数6回以内、1年720時間で記載する必要がある。
- ②は自動車運転業務従事者であるため、年960時間のみ。

臨時に限度時間を 超過する労働者の 氏名	1 箇月 労働及び休日労働を合算した時間数。 (については100時間未満に限る。)		① 960時間以内		② 960時間以内	
	起算日 (年月日)	時間数	時間数	回数	時間数	回数
① 下記②以外の者						
② 自動車の運転の業務に 従事する労働者						

労働組合の場合はその名称
労働者代表の職名、氏名、選出
方法を記載してください。

チェックボック
スにチェックし
てください

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)は、1 箇月について100時間未満でなければならず、かつ2 箇月から6 箇月までを平均して80時間を超過しないこと。
 (チェックボックスに要チェック)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。
 (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名



改善基準告示について



改善基準告示改正について

改善基準告示とは

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業から終業までの時間(休憩時間を含む))、休息期間(勤務と勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に大臣告示として制定された。



改善基準告示改正について

改善基準告示に係る用語の確認

○「拘束時間」:

労働時間と休憩時間の合計時間。すなわち、始業時刻から終業時刻までの使用者に拘束される全ての時間

○「休息期間」:

勤務と勤務との間にある、使用者の拘束を受けない期間
休憩時間や仮眠時間とは性質が異なるもの

○「休日」:

自動車運転業務従事者は休息期間+24時間の連続した時間
一般労働者は午前0時から24時間(0時から24時まで)



改善基準告示改正について

改善基準告示に係る用語の確認

○「車庫待ち等」:

顧客の需要に応ずるため常態として車庫等に待機する就労形態のこと

車庫待ち等の自動車運転者に該当する要件

- ①事業場が人口30万人以上の都市に所在していないこと
- ②勤務時間のほとんどについて「流し営業」を行っている実態でないこと
- ③夜間に4時間以上の仮眠時間が確保される実態であること
- ④原則として、事業場内における休憩が確保される状態であること。



改善基準告示改正について

改善基準告示(令和6年4月1日適用)に関するQ&Aより 一部抜粋

Q 例えば、出勤予定の自動車運転者Aが欠勤し、運行管理者Bが代わりに運転をする場合、運行管理者Bに改善基準告示は適用されますか。

A 改善基準告示の対象者は、法第9条に規定する労働者であって、四輪以上の自動車の運転の業務に主として従事する者をいいます。

「自動車の運転の業務に主として従事する」か否かは、個別の事案の実態に応じて判断することとなりますが、実態として、物品又は人を運搬するために自動車を運転する時間が現に労働時間の半分を超えており、かつ、当該業務に従事する時間が年間総労働時間の半分を超えることが見込まれる場合には、「自動車の運転の業務に主として従事する」者に該当します。したがって、自動車運転者Aの欠勤のため、運行管理者Bが代わりに運転をする場合であって、Bが当該業務に従事する時間が年間総労働時間の半分を超えることが見込まれないときは、Bは「自動車の運転の業務に主として従事する」者には該当しません



改善基準告示改正について

改正改善基準告示

◇日勤勤務者の1か月の拘束時間

1か月288時間以内

◇隔日勤務者の1か月の拘束時間

1か月262時間以内

ただし、

地方都市における顧客需要の状況、大都市部における顧客需要の一時的増加等の地域的事情その他特別な事情がある場合において、労使協定があるときは、1年のうち6か月までは、1か月の拘束時間を270時間まで延長可能。



改善基準告示改正について

改正改善基準告示

◇日勤勤務者の1日の拘束時間

1日13時間以内(延長する場合でも15時間以内)

ただし、

1日14時間を超える回数をできるがけ少なくするように努める必要があり、1週間に3回までが目安。

また、14時間を超える日が連続することも望ましくない。

◇隔日勤務者の2暦日の拘束時間

2暦日22時間以内、かつ、2回の隔日勤務を平均し、隔日勤務1回当たり21時間以内とすること



改善基準告示改正について

改正改善基準告示

◇日勤勤務者の1日の休息时间

勤務終了後、継続11時間以上与えることを基本として、9時間を下回らない。

◇隔日勤務者の1暦日の休息时间

勤務終了後、継続24時間以上与えることを基本として、22時間を下回らない。



改善基準告示改正について

改正改善基準告示

車庫待ち等の自動車運転者の

◇日勤勤務者の1か月の拘束時間

1か月288時間以内

労使協定により1か月300時間まで延長可能

◇日勤勤務者の1日の拘束時間

以下の①②③をすべて満たす場合、

1日24時間まで延長可能。

①勤務終了後継続20時間以上の休息期間を与える

②1日の拘束時間が16時間を超える回数が1か月7回以内であること

③1日の拘束時間が18時間を超える場合には、夜間に4時間以上の仮眠時間を与えていること



改善基準告示改正について

改正改善基準告示

車庫待ち等の自動車運転者の

◇隔日勤務者の1か月の拘束時間

1か月262時間以内

労使協定により1か月270時間まで延長可能

◇隔日勤務者の2暦日の拘束時間

以下の①②をすべて満たす場合、

2暦日24時間まで延長可能。

①夜間に4時間の仮眠時間を与えること

②2暦日の拘束時間が22時間を超える回数と2回平均1回の拘束時間が21時間を超える回数の合計が1か月7回以内であること。



改善基準告示改正について

改正改善基準告示

◇予期し得ない事象への対応時間の取り扱い

タクシー運転者が、事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、運行が遅延した場合、

1日及び2暦日の拘束時間から、予期しえない事象への対応時間を除外可能。

この取り扱いをした場合、勤務終了後、

1日勤務の場合は継続11時間以上

2暦日勤務の場合は継続24時間以上

の休息期間を与えること。

※1か月の拘束時間からは除外できないため、適切な時間管理等が必要となる



改善基準告示改正について

改正改善基準告示

◇予期し得ない事象への対応時間の取り扱い

予期し得ない事象への対応時間とはいかにより生じた運行遅延

- (1) 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- (2) 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- (3) 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- (4) 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

※単純な道路渋滞等は該当しない。

※予期しえない事象を特定できる客観的な記録が必要であり、運転日報等の運行記録のみでは認められない。



改善基準告示改正について

改正改善基準告示

◇ハイヤー運転者

タクシー運転者に適用される拘束時間、休息期間等の規定は適用されない。

ただし、運転者が疲労回復を図るために、必要な睡眠時間を確保できるよう、勤務終了後に一定の休息期間を与えること。



改善基準告示改正について

改正改善基準告示

◇その他

(1)適用除外業務

- 災害対策基本法及び大規模地震特別措置法に基づき、都道府県公安委員会から緊急通行車両であることの確認、標章及び証明書の交付を受けて行う緊急輸送の業務
- 人命又は公益を保護するために法令の規定又は国若しくは地方公共団体の要請等に基づき行う運転の業務

(2)休日の取り扱い

休息期間に24時間を加算した連続した時間であり、30時間以上とすること。

したがって、通常運転で継続33時間(9時間+24時間)、隔日勤務で継続44時間(20時間+24時間)となる。



御清聴ありがとうございました。

今回の説明内容を含め御質問・不明点等があれば
留萌労働基準監督署 監督・安衛課(TEL 0164-42-0463)
までお問い合わせください。